

参考配布

平成 26 年 3 月 28 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 鈴木 徹

課長補佐 富永 哲史

(電話) 03(5253)1111 (内線 5325)

03(3502)5227 (夜 間)

## 派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

標記について、大阪労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、大阪労働局が配布した資料です。



大阪労働局発表  
平成26年3月28日

担当	大阪労働局需給調整事業部 電話 06-4790-6319 F A X 06-4790-6309
----	---

## 「出向」を装った二重派遣に係る行政処分について

### — 派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について —

大阪労働局（局長：中沖 剛）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

処分を受けた派遣元事業主は、他の派遣元事業主から「出向」と称して受け入れた労働者を労働者派遣していたが、その出向の実態は「労働者派遣」であり、職業安定法により労働者供給事業として禁止されている「二重派遣」に該当するものであった。

### 記

#### 第1 被処分特定派遣元事業主

名 称	株式会社オオトモ
代表者の職氏名	代表取締役社長 大久保信吾
所 在 地	神奈川県小田原市南鴨宮三丁目22番9号
届出に関する事項	届出受理番号 特14-300525 届出受理年月日 平成17年7月13日
許可に関する事項	許可番号 般14-300546 許可年月日 平成19年4月1日

#### 第2 処分内容

同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令  
（労働者派遣事業改善命令の内容は第4のとおり）

### 第3 処分理由

大阪府守口市高瀬町三丁目9番10号ラフォーレ高瀬201号に所在する株式会社オオトモ大阪支店（以下「大阪支店」という。）は、少なくとも平成23年3月14日から平成25年9月27日までの間、関連会社である派遣元事業所X社から、実態は労働者派遣であるのに出向契約と称して、少なくとも派遣労働者延べ9,547人（実人数120名）の役務の提供を受けるとともに、この派遣労働者につき、実態は労働者供給であるのに労働者派遣と称して、供給先Y社へ、この派遣労働者を供給し、当該供給先の指揮命令のもとに、製造関連の業務へ従事させ、もって職業安定法第44条に違反する労働者供給事業を行ったこと。

当該派遣労働者に関し、大阪支店は派遣元事業所X社から労働者派遣の役務の提供を受けているが、この間のうち、

- 1 平成23年3月14日から平成24年7月31日までの間については、労働者派遣法第40条の2第1項に違反して、
- 2 平成24年8月1日から平成25年3月31日までの間については、労働者派遣法第24条の2に違反して、
- 3 平成25年4月1日から平成25年9月27日までの間については、労働者派遣法第26条第1項、同法第26条第5項、同法第42条に違反して、労働者派遣の役務の提供を受けたこと。

また、特定労働者派遣事業を行う事業所として届出を行っている大阪支店において、少なくとも平成25年8月2日、Y社を派遣先とする一般労働者派遣事業を行うにあたり、労働者派遣法第11条第1項により、当該事業所の新設に係る届出を遅滞なく厚生労働大臣に行わなければならないのに、それを行わなかったこと。

### 第4 労働者派遣事業改善命令の内容

- 1 株式会社オオトモ（全事業所対象）において、役務の提供を行った又は役務の提供を受けた全ての労働者派遣、全ての請負事業及び出向契約に基づき労働者を送り出した又は受け入れた全てについて、労働者派遣法及び職業安定法に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

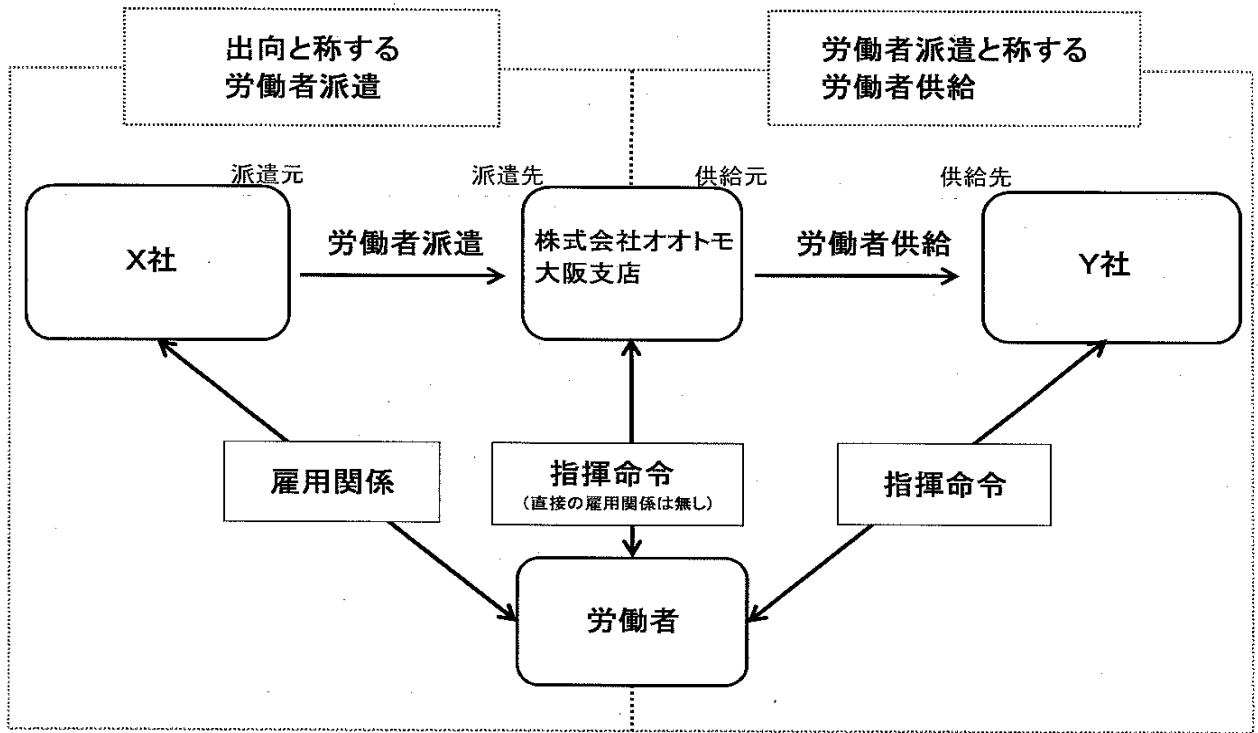
なお、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

- (1) 職業安定法第 44 条
- (2) 労働者派遣法第 11 条第 1 項
- (3) 労働者派遣法第 24 条の 2
- (4) 労働者派遣法第 26 条第 1 項及び第 5 項
- (5) 労働者派遣法第 40 条の 2 第 1 項
- (6) 労働者派遣法第 42 条

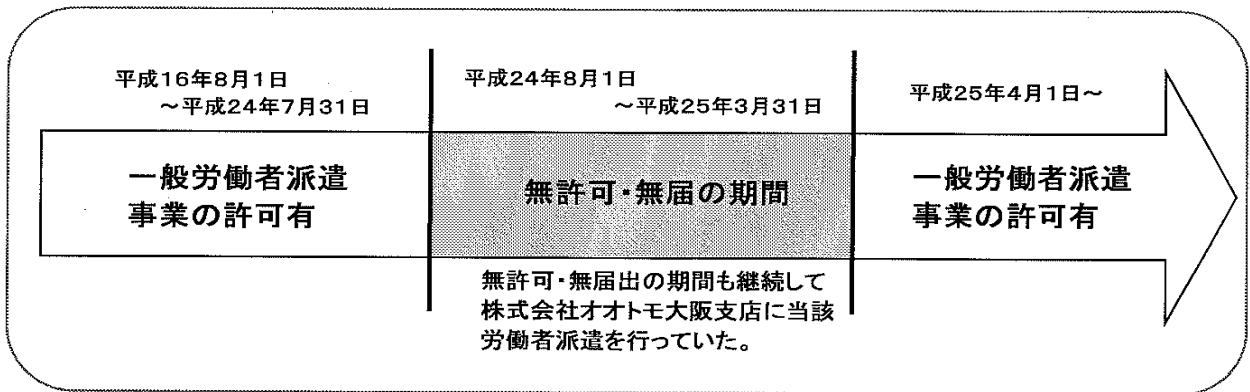
2 労働者派遣事業の適正な運営のために、以下のことを実施すること。

- (1) 処分の理由に係る原因の究明
- (2) 前記(1)に対応した再発防止策の策定
- (3) 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法令の遵守に係る責任体制の明確化
- (4) 役職員の労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法令の理解及び遵守の徹底
- (5) 内部管理体制（人的構成と体制の構築等）の再構築・整備

### 事案の概要図



### 派遣元事業所 X社における無許可・無届出の期間について



## 参 考

### 労働者供給事業

労働者供給とは、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣法第2条第1号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものをいう。

労働者供給事業とは、この労働者供給を業として行っていることをいう。

### 労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう。

労働者派遣事業は、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の二者に分けられる。

※「二重派遣」のような派遣労働者の再派遣は、「自己の雇用する労働者」ではないので、労働者派遣法上の「労働者派遣」に該当せず、労働者供給と判断される。

### 一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業

#### 「一般労働者派遣事業」

- 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。(派遣労働を希望する労働者を登録しておき、労働者派遣をするに際し、当該登録されている者の中から期間の定めのある労働者派遣をするいわゆる登録型の労働者派遣事業は、一般労働者派遣事業の典型的な形態である。)
- 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

#### 「特定労働者派遣事業」

- 派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。
- 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣に対して届出をしなければならない。

## 職業安定法 (抄)

(労働者供給事業の禁止)

### 第 44 条

何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

(労働者供給事業の許可)

### 第 45 条

労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。

### 第 64 条

次の各号のいずれかに該当する者は、これを1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金に処する。

第 1 号～第 8 号 (略)

**第 9 号 第 44 条の規定に違反した者**

## 労働者派遣法 (抄)

(一般労働者派遣事業の許可)

### 第 5 条

#### 第 1 項

一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

#### 第 2 項

前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第 1 号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

第 2 号 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

第 3 号 一般労働者派遣事業を行う事業所の名称及び所在地

第 4 号 第 3 6 条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所

(変更の届出)

第 11 条

第 1 項

一般派遣元事業主は、第 5 条第 2 項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。(略)

○ 労働者派遣法施行規則

第 8 条第 1 項

法第 11 条の規定による届出をしようとする者は、法第 5 条第 2 項第 4 号に掲げる事項の変更の届出にあつては当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して 30 日以内に、同号に掲げる事項以外の事項の変更の届出にあつては当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して 10 日以内に、(略) 厚生労働大臣に提出しなければならない。

(派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主からの労働者派遣の受入れの禁止)

第 24 条の 2

労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主から、労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

(契約の内容等)

第 26 条

第 1 項

労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。(略)



○ 労働者派遣法施行規則

第 21 条第 3 項

労働者派遣契約の当事者は、当該労働者派遣契約の締結に際し法 26 条第 1 項の規定により定めた事項を、書面に記載しておかなければならない。

第 5 項

第 40 条の 2 第 1 項各号に掲げる業務以外の業務について派遣元事業主から新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、第 1 項の規定により当該労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣の役務の提供が開始される日以後当該業務について同条第 1 項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第 40 条の 2

第 1 項

派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務（次に掲げる業務を除く。第 3 項において同じ。）について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。（略）

第 2 項

前項の派遣可能期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

第 1 号 次項の規定により労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間が定められている場合 その定められている期間

第 2 号 前号に掲げる場合以外の場合 1 年

第 3 項

派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務について、派遣元事業主から 1 年を超え 3 年以内の期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければなら

い。

#### 第4項

派遣先は、前項の期間を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該派遣先の事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合に対し、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に対し、当該期間を通知し、その意見を聴くものとする。

#### 第5項

派遣先は、労働者派遣契約の締結後に当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣に係る業務について第3項の期間を定め、又はこれを変更したときは、速やかに、当該労働者派遣をする派遣元事業主に対し、当該業務について第1項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

(第6項、略)

### (派遣先管理台帳)

#### 第42条

##### 第1項

派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。(略)

##### 第2項

派遣先は、前項の派遣先管理台帳を3年間保存しなければならない。

##### 第3項

派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、第1項各号(第1号を除く。)に掲げる事項を派遣元事業主に通知しなければならない。

### (改善命令等)

#### 第49条

##### 第1項

厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第23条第3項及び第23条の2の規定を除く。)その

他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（権限の委任）

第 56 条

第 1 項

この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第 2 項（略）

○ 労働者派遣法施行規則

第 55 条

次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。

ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

第 1 号～第 3 号（略）

第 4 号 法第 49 条第 1 項及び第 2 項の規定による命令

第 5 号～第 7 号（略）

第 61 条

次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

第 1 号 （略）

第 2 号 第 11 条第 1 項、（略）の規定による届出をせず、（略）した者

第 3 号 （略）第 42 条の規定に違反した者

第4号～第6号 (略)

第62条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第58条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。